平成２２年（フ）第５８号
奈良県吉野郡川上村大字柏木28番地
債務者　長瀬　満治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１４６号
山口県下関市菊川町大字田部581番地４
債務者　藤井　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
山口県下関市王喜本町３丁目13番26号　王喜ファミリオ２棟　２号、前住所山口県下関市川中豊町６丁目３番16号
債務者　大田　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
山口県下関市綾羅木本町３丁目10番33号
債務者　尾濱千枝子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
山口県下関市綾羅木本町３丁目10番33号
債務者　尾濱　一則
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
高知市横浜20番地１　ヘリオス花の郷高知４Ｆ
債務者　吉村　房子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６４号
高知市旭天神町152番地１
債務者　宮﨑　久子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６８号
高知市青柳町52番地10
債務者　豊浦　初子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７１号
高知市介良乙998番地18　ガーデンタワー403号
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８１号
高知市仁井田3485番地３
債務者　桒原　次男
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８５号
高知県香南市野市町みどり野２丁目81番地
債務者　小松　勘弥
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８６号
高知県高岡郡日高村下分3092番地２
債務者　丸山　晃司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９６号
高知市長尾山町31番地１　伊藤荘12号室
債務者　山岡　美保
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１６号
高知市薊野北町２丁目17―16―３、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町中組838番地１
債務者　桑名　信帆
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福岡県直方市大字下新入608番地２
債務者　杉尾　彩美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８８号
佐賀県唐津市養母田11番地11
債務者　山下　尚文
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第８９号
佐賀県唐津市養母田11番地11
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５０２号
大分県豊後大野市千歳町柴山652番地１
債務者　石川　雅博
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係